



STOP! 介護崩壊 介護ウエーブ2011 推進ニュース

— 介護ウエーブの “Big Wave” をおこそう! —

方針「今後の介護ウエーブの取り組みについて」を具体化し介護改善要求の声を国会に届けよう!

「介護保険法改正案」明日、参議院厚生労働委員会で採決の見通し 第6次国会行動に結集し十分な審議を行うよう要請を強めていこう!

「介護保険法改正案」（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）の参議院厚生労働委員会で審議が大詰めをむかえており、参考人質疑は行わず明日（6月14日）午前中に145分の審議を経て採決が行われる見通しです。

今回の「介護保険法改正案」は、衆議院で約10時間、参議院で約8時間の審議時間で、前回2005年の法改定の際は決して十分な審議が行われたとは言えませんでした。それでも36時間の審議時間が確保されていました。また今回の審議は、震災被災地の対応などの質疑にも時間があてられ、法案そのものの審議に割かれた時間は全体の7～8割の時間にすぎません。法案への質問に対する政府側（厚労大臣、副大臣、厚労省幹部）の答弁は抽象的な内容にとどまり、「これから社会保障審議会介護給付費分科会で検討する」との言葉の繰り返しに終始するものでした。法案の内容が制度の当事者である利用者・高齢者に何も知らされないまま、また、委員会で詳細の内容が何ら明らかにされないまま、採決が行われようとしていることは重大です。今回の法改正によって自分が利用しているサービスがどうなるのか、思い描くことができる利用者は一人もいないことは明らかです。

このような国会の動きに対し、全日本民医連では、介護ウエーブ国会行動の第6次として、本日（6月13日）「議員要請行動」、14日に「参議院厚労委員会傍聴行動」、その後13時から参議院議員面会所で中央社保協主催の抗議集会を行います。

また、厚生労働委員会の審議の様子は、（参議院インターネット中継）で視聴することができますので、引き続き各政党・議員の主張を全国各地からも確認し、地元選出の国会議員にも働きかけていくことが重要です。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は自治体の自己責任で具体化を



5月31日に衆議院本会議で可決され審議の舞台は参議院に移り、6月7日に厚生労働委員会で趣旨説明が行われました。そして、6月9日に5時間30分の本格審議が行われ、質疑の中で、「介護予防・日常生活支援総合事業」は、介護保険法の中で指定事業として位置づけられておらず、対象者、人員基準、施設基準等は法的に位置づけていないため、基本的な指針として「事故発生時の対応」や「利用者の保護」等を厚生労働省令で示すことに留まることが大塚耕平副大臣（参議院議員・愛知県）の答弁で示され、具体化は自治体責任によって、同じサービスでも事業の内容、サービス提供人員、報酬等が大きく変わってくる可能性があることが明らかになりました。また、利用者の「利用権」の問題として、現在の「介護予防サービス」と新たに新設される「介護予防・日常生活支援総合事業」は、利用者の意向では選択できず、市町村が定める基準に沿って地域包括支援センターの適切なケアマネジメントで決定されることが、岡本充功厚生労働政務官（衆議院議員・愛知9区）の答弁で明らかになりました。また、質疑の中で岡本政務官は、利用者の利用権の尊重がどうなるのかと追求される中で、「こっちのサービスを受けなさいと無理やりひっぺがえすことはしない」と、何度も苦しい同じ答弁を繰り返すに留まりました。

5月31日に衆議院本会議で可決され審議の舞台は参議院に移り、6月7日に厚生労働委員会で趣旨説明が行われました。そして、6月9日に5時間30分の本格審議が行われ、質疑の中で、「介護予防・日常生活支援総合事業」は、介護保険法の中で指定事業として位置づけられておらず、対象者、人員基準、施設基準等は法的に位置づけていないため、基本的な指針として「事故発生時の対応」や「利用者の保護」等を厚生労働省令で示すことに留まることが大塚耕平副大臣（参議院議員・愛知県）の答弁で示され、具体化は自治体責任によって、同じサービスでも事業の内容、サービス提供人員、報酬等が大きく変わってくる可能性があることが明らかになりました。また、利用者の「利用権」の問題として、現在の「介護予防サービス」と新たに新設される「介護予防・日常生活支援総合事業」は、利用者の意向では選択できず、市町村が定める基準に沿って地域包括支援センターの適切なケアマネジメントで決定されることが、岡本充功厚生労働政務官（衆議院議員・愛知9区）の答弁で明らかになりました。また、質疑の中で岡本政務官は、利用者の利用権の尊重がどうなるのかと追求される中で、「こっちのサービスを受けなさいと無理やりひっぺがえすことはしない」と、何度も苦しい同じ答弁を繰り返すに留まりました。

介護保険と介護労働を考えるつどい実行委員会主催で神奈川県と懇談会！ 現場の実情の中から「介護予防・日常生活支援総合事業」等の問題点を指摘(神奈川)



5月22日に「介護保険と介護労働を考えるつどい実行委員会」主催で、県高齢福祉課、介護保険課、高齢施設課との懇談会を行い、実行委員会から25名（民医連12名）、県側からは5名が出席しました。今年の一斉地方選挙で葉山町議に初当選した窪田美樹議員（元みなみ医療生協・介護福祉士）も同席しました。

今回の懇談は法改正が未確定であることや、自治体の第5期介護保険事業（支援）計画策定がこれからであることから、具体的なやりとりは不十分でした。しかし、法改正の目玉である「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス」の業者選定は公募制とする問題点や、「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施は市町村の判断に委ねられ、要支援者の介護保険外しにつながる危険性など、現場の実情の中から具体的に問題点を指摘し、これからの市町村との協議や厚労省への意見具申などに活かしてもらうことを強く申し入れ、了承してもらったことは大きな成果でした。今後、年末から年明けに法改正の市町村での運用や、市町村の第5期介護保険事業計画が固まる時点で、進展状況把握と改善申し入れなどが焦点になってきます。介護職の処遇改善交付金問題でも、国に継続を要請するとの回答を引き出し、この点も成果でした。（介護ウェブ推進ニュース神奈川No. 41 2011年6月2日より）

「介護保険の改善を求める署名」4月からの2ヶ月間で2万筆を突破(北海道)

「軽介護者の保険外しは許せない」と一気に広がった「介護保険の改善を求める」署名が、4月からの2ヶ月間で2万筆を突破しました。特にこの3週間では1万筆を超える勢いです。道東勤医協では、6月2日の午後に行った「介護ウェブの街頭宣伝」に、8名が参加し33筆の署名が寄せられました。定例の宣伝場所である地元スーパーが閉店して、ますます人通りが閑散としていましたが、それでもがんばって署名を集めました。やはり住民の関心は高い！引き続き宣伝署名行動を予定しています。介護ウェブ国会行動に呼応して地元からも頑張ります！（北海道民医連ニュース 2011年6月8日より）



「介護フォーラム」介護保険制度「改正」と地域主権改革を開催(東京)



介護をよくする東京の会主催による介護フォーラムが開催されました。前半は、安達氏（健和会医療福祉調査室室長）から「地域主権改革」の名ですすめられている福祉切り捨ての問題点について講演がありました。「介護は自助、自己責任」の考えを批判しました。後半は、3人のシポジストによる報告とフロアとの意見交換を行いました。各シポジストから共通してだされたのは、「今回の改定は、ヘルパーの訪問を減らし、さらに利用者・家族に負担を強いるもの」であり、限度利用額との関係で最低限のサービスしか行えない問題や介護職の労働条件改善など課題が山積したままであるとの指摘がされました。（東京民医連「社保・組織部ニュース No.50 2011.06.01 より）

法人幹部研修会で介護の厳しい現状を学び介護改善の運動の意思統一(山梨)

5月25日に県連幹部研修会が行なわれ、多数の幹部職員・介護職員が参加しました。小内浩全日本民医連理事（株式会社北海道勤労者在宅医療福祉協会社長）の介護・福祉事業に関する講演で、介護保険制度改正の問題点を学びました。4月から取り組んだ新介護署名は、目標の2,000筆に対し、5月23日の時点で737筆でしたが、幹部研修会後になんと3倍以上の介護署名が県連事務局に寄せられました。6月6日の時点で2,410筆になり、目標を大きく上回りました。しかし、改悪案は十分な審議も経ずに衆議院の審議を通過し、6月7日参議院の審議に入る予定です。目標は達成しましたが、介護現場を取り巻く状況は厳しく、みなさん一人ひとりの力が必要です。運動を前進させていきましょう！（山梨民医連社保ニュース No.1 2011年6月1日より）



お問い合わせは、「介護ウェブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp